

令和4年度

第4回沖縄地方最低賃金審議会

日 時 令和4年8月10日(水) 16:00～  
場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館  
共用大会議室(2階)

議 事 次 第

- 1 沖縄県最低賃金の改正決定について
  - (1) 専門部会報告
  - (2) 答申
  
- 2 その他

# 令和4年度第4回沖縄地方最低賃金審議会資料一覧

## 目 次

- |   |                      |       |
|---|----------------------|-------|
| 1 | 関係法令（最低賃金法等）抜粋       | 1P～2P |
| 2 | 沖縄地方最低賃金の改正決定に関する報告書 | ※別途配付 |

## 最低賃金法（抜粋）

### （特定最低賃金の決定）

第 15 条 労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があった場合において必要があると認められるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定することができる。

第 16 条 前条第 2 項の規定により決定され、又は改正される特定最低賃金において定める最低賃金額は、当該特定最低賃金の適用を受ける使用者の事業場の所在地を含む地域について決定された地域別最低賃金において定める最低賃金額を上回るのもでなければならない。

第 17 条 第 15 条第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、同項の規定により決定され、又は改正された特定最低賃金が著しく不相当となったと認められるときは、その決定の例により、その廃止の決定をすることができる。

### （会長）

第 24 条 最低賃金審議会に会長を置く。

2 会長は、公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ第 2 項の規定の例により選挙された者が会長の職務を代理する。

### （専門部会）

第 25 条 最低賃金審議会に、必要に応じ、一定の事業又は職業について専門の事項を調査審議させるため、専門部会を置くことができる。

2 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

3 専門部会は、関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。

5 最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行う場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くものとする。

### （政令への委任）

第 26 条 この法律に規定するもののほか、最低賃金審議会に関し必要な事項は政令で定める。

## 最低賃金審議会令（抜粋）

（組織）

第2条 中央最低賃金審議会の委員の数は、18人とする。

2 地方最低賃金審議会の委員の数は、15人とする。

（会議）

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の3分の2以上又は労働者を代表する委員、使用者を代表する委員及び公益を代表する委員の各3分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（最低賃金専門部会）

第6条 最低賃金法第25条第1項又は第3項の規定により審議会に置かれる専門部会の委員の数は、9人以内とする。

4 第3条の規定は、最低賃金専門部会の関係労働者を代表する委員及び関係使用者を代表する委員の任命について準用する。

5 審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

※ 沖縄地方最低賃金審議会は、沖縄県最低賃金の改正について、最低賃金審議会令第6条第5項を適用する。

但し、多数決の場合は直ちに（当日又は翌日）総会を開催し議決する。

なお、故意に発効を遅らすようなことが生じた場合は、改めてこの運用を検討する。

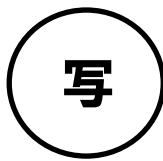
（雑則）

第8条 この政令に規定するもののほか、審議会の議事及び運営に関し必要な事項は、会長が定める。

## 最低賃金法施行規則（抜粋）

（関係労働者及び関係使用者の意見）

第11条第1項 都道府県労働局長は、最低賃金の決定又はその改正に若しくは廃止の決定について地方最低賃金審議会の調査審議を求めた場合には、遅滞なく法第25条第5項の規定により当該事案について関係労働者及び関係使用者の意見を聴く旨並びに意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は一定の期日までに最低賃金審議会に意見書を提出すべき旨を公示するものとする。



沖地最審専第5号  
令和4年8月10日

沖縄地方最低賃金審議会会長 殿

沖縄地方最低賃金審議会  
沖縄県最低賃金専門部会  
部会長 島袋 秀勝

### 沖縄県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和4年7月4日、沖縄地方最低賃金審議会において付託された沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねたが、合意をみなかったため別紙のとおり審議経過を報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

#### 記

##### 公益代表委員

部会長	島袋 秀勝	弁護士
部会長代理	上江洲 純子	沖縄国際大学法学部教授
	城間 貞	公認会計士

##### 労働者代表委員

石川 修治	連合沖縄副事務局長
砂川 安弘	連合沖縄事務局長
鎌田 健嗣	UA ゼンセン沖縄県支部長

##### 使用者代表委員

親川 進	沖縄県商工会連合会専務理事
田端 一雄	沖縄県経営者協会専務理事
佐久本 和代	沖縄県中小企業団体中央会総務部長 兼総務課長

## 審 議 経 過

- 1 第1回専門部会（令和4年7月21日）
  - ・ 部会長、部会長代理の選出
  - ・ 事業場実地視察の実施の有無、文書回答及び関係参考人（労・使）の意見聴取の方法決定
  - ・ 今後の審議日程について
  
- 2 第2回専門部会（令和4年7月29日）
  - ・ 参考人意見聴取（労側1名、使側1名）
  - ・ 令和4年度最低賃金に関する基礎調査結果
  
- 3 第3回専門部会（令和4年8月3日）
  - ・ 改正額の提示・調整
    - 労側提示 820円を34円引上げ854円
    - 使側提示 820円を16円引上げ836円
  - ・ 文書回答追加
  
- 4 第4回専門部会（令和4年8月5日）
  - ・ 改正額の提示・調整
    - 労側提示 820円を34円引上げ854円 ※調整後の額確認に至らず
    - 使側提示 820円を21円引上げ841円
  
- 5 第5回専門部会（令和4年8月9日）
  - ・ 改正額の提示・調整
    - 労側提示 820円を33円引上げ853円
    - 使側提示 820円を29円引上げ849円
  
- 6 第6回専門部会（令和4年8月10日）
  - ・ 改正額の提示・調整
    - 労側提示 820円を33円引上げ853円
    - 使側提示 820円を30円引上げ850円
  
  - ・ 全会一致に至らなかったため労側、使側の提示額について採決
    - 853円について賛成 5名
    - 850円について賛成 2名

- ・別添の要望事項等を報告書に記載して、沖縄地方最低賃金審議会会長宛て提出することで合意。

## 別添

- (1) 中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月、中小企業庁）に基づく、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の強化を図ること。
- (2) コロナ禍により大きな影響を受けている宿泊等の観光、飲食、交通運輸業等とそれに関連する業界の中小・小規模事業者支援のために、即応性・実効性の高い支援策に積極的に取り組むこと。

なお、政府の実施している中小企業支援策については、支援策の進捗状況並びにその効果を検証しつつ、適宜、要件の緩和、手続きの簡素化、使い勝手の向上等の見直し、特例措置の延長等も図りながら、利活用の促進と周知の徹底に取り組むこと。

また、最低賃金引上げに向けた生産性向上支援策である業務改善助成金については、引き続き、当該助成金の周知を強力に推し進めるとともに、申請から助成金交付までの期間の短縮に努めること。
- (3) ビルメンテナンス等の公共調達において、国及び地方公共団体等は、年度途中の最低賃金額の改定に伴う人件費の上昇を理由とした契約変更の申し出が受注者からあった場合には、誠実に対応し、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう特段の配慮を行うこと。